

(今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
1	島根県出雲市 73歳の女性	平19.3.30	中皮腫	平19.11.2	平19.12.20	認定	棄却 当審査会における検討の結果、病理組織学的所見では中皮腫の可能性は低く、画像所見も合わせ考慮すると中皮腫と判断することは困難である。石綿起因性の肺がんも否定されるため、医学的判定の結果は支持できる。	認定申請者は、審査請求人の夫 昭和4年、島根県出雲市で出生 昭和19年から同35年まで建設業に従事 認定申請後の平成18年7月に死亡したため、同年8月審査請求人が決定申請
2	茨城県神栖市 45歳の女性	平18.4.1	中皮腫	平20.1.23	平20.2.12	認定	棄却 当審査会による画像及び細胞診標本の検討の結果、中皮腫と認められなかったため、中皮腫を否定した医学的判定の結果は支持できる。	認定申請者は、審査請求人の母 昭和16年出生 家族に石綿関係作業歴あり 認定申請後の平成18年4月に死亡したため、同年9月審査請求人が決定申請
3	静岡県三島市在住 73歳の女性	平19.11.10	肺がん	平20.3.27	平20.5.22	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄却 当審査会における画像の検討の結果、石綿起因性を認めることはできず、また、請求人主張のように、医学的証拠なしにばく露歴のみをもってこれを認めることはできない。	施行前死亡者は、審査請求人の夫 昭和9年、宮城県仙台市で出生 昭和41年から平成2年まで石綿製品製造業（設計職）に従事 死亡年月は、平成17年2月（享年70歳）

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
4	鹿児島県南さつま市在住 83歳の女性	平18.6.6	肺がん	平20.11.13	平20.11.25	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄却 当審査会による画像の検討の結果、胸膜プラーク及び肺線維化が認められないことから、石綿起因性を否定した医学的判定の結果は支持できる。認定には指定疾病と死亡との間の因果関係を所定の証拠によって証明する必要がある。	施行前死亡者は、審査請求人の夫 大正11年、鹿児島県日置郡で出生 昭和16年から同55年まで船員（司厨部）として勤務 死亡年月は、平成9年4月（享年74歳）